平成２６年（フ）第１６号
熊本県菊池市七城町砂田1137番地、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎1923番地の１
破産者　谷　　美穂
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目16番13号
破産者　武田亜里沙
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5017番地１
破産者　宮瀬美奈子
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
北海道美唄市字美唄1071番地５　進徳東団地23―91
破産者　和野　宏一
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１０４号
釧路市貝塚２丁目７番30号
破産者　竹花　亜矢
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５４号
岩手県北上市和賀町藤根18地割308番地20
破産者　佐藤　祐子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５５号
岩手県北上市柳原町１丁目７番７号　さくらパレス201号、旧住所東京都日野市万願寺２丁目30番地の30　レオネクストフリージア101
破産者　若松　由香
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４９号
福島県いわき市平下平窪字粥餅川原４番地　平窪団地201
破産者　竹村　麻利
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２５号
栃木県大田原市浅香１丁目10番41号　エステートピア201号、前住所栃木県那須塩原市西朝日町16番４号　五味渕アパート２号
破産者　西海石匡代
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市下永田２丁目1021番地18　ヌーベル・フルールＢ―103号、前住所栃木県那須塩原市下永田６丁目1230番地16
破産者　田沼みのり
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２９号
埼玉県秩父市山田2359番地
破産者　大島　朋子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目６番１号
破産者　山口　幸江
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７０号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目２番85号　メゾン松林Ａ―102
破産者　日向　道彦
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７１号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目２番85号　メゾン松林Ａ―102
破産者　日向　由紀
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３５号
神奈川県藤沢市大庭8362番地
破産者　松田きよ子（旧姓吉川）
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８０号
横浜市南区弘明寺町字山下264番地12
破産者　関水　徳子
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１０７号
横浜市西区赤門町２丁目26番地　アペックス赤門町201号
破産者　柴田　朱美
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第24号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年９月22日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 26 年 10 月９日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１、承認番号　第Ｋ146号
２、名称　愛知時計電機株式会社
３、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
４、特定計量器の種類　ガスメーター

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第25号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成26年９月22日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 26 年 10 月９日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１、承認番号　第Ｄ1416号
２、名称　Biospace Co., Ltd
３、住所　54, Nonhyeon-ro 2-gil, Gangnam-gu, Seoul, Korea
４、特定計量器の種類　非自動はかり

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 26 年 10 月９日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ―959	昭和45年１月13日	高階　幸一	平成26年８月28日	

育児期間中の会費免除に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日等制定公告

育児期間中の会費免除に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日等を下の通り制定したので公告する。
平成 26 年９月 18 日
日本弁護士連合会
育児期間中の会費免除に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日等を定める件
平成25年12月６日開催の臨時総会で議決された育児期間中の会費免除に関する次に掲げる会則等の改正規定及び新規制定規程は、平成27年４月１日から施行し、同月以降の育児について適用する。
⑴　会則第95条の４第３項及び第４項の改正規定
⑵　育児期間中の会費免除に関する規程（会規第98号）
⑶　外国特別会員基本規程（会規第25号）第66条の２の改正規定